実施します！ 完全予約制
肝炎ウイルス検診

日本では、B型肝炎ウイルスに約150万人、C型肝炎ウイルスに約200万人が感染しているといわれており、感染したまま放っておくと、肝硬変や肝がんへ進行することがあります。初期の段階で発見して肝臓の状態を把握できれば、病気のコントロールが可能です。今までに肝炎ウイルス検診を受けたことのない方は、この機会にぜひ受診してください。

なお、完全予約制となりますので、事前にお申し込みください。

日時／10月26日（日）午前9時30分～午後2時
場所／保健福祉総合センター
対象／昭和50年4月1日以前に生まれた方で、これまでに医療機関や町の健診等で肝炎ウイルス検査を受けたことがない方　※過去にB型肝炎・C型肝炎検査を受けたことがある方、またはB型肝炎・C型肝炎で現在医療機関に通院中、もしくは経過観察中の方は対象となりません。
定員／100人（申し込み順）
内容／血液検査（結果は後日郵送）
費用／無料
申し込み／9月26日（金）（消印有効）までに、住所・氏名・生年月日・年齢・電話番号を明記し、はがき、またはファックスで申し込むか、保健福祉総合センターに備え付けの申込用紙で直接お申し込みください。
その他／肝炎ウイルス検診と同時開催の「健康まつり」、「骨粗しょう症検診」については、本誌10月号に掲載します。
問い合わせ／保健福祉総合センター（〒369－1221大字保田原301、☎581・8500、FAX581・8544）へ。

定期予防接種のお知らせ

10月1日より、小児を対象とする「水痘（すいとう）ワクチン」と65歳以上の高齢者を対象とする「高齢者用肺炎球菌ワクチン」が定期予防接種として接種可能になります。

◇**水痘ワクチン（みずぼうそう）**
対象／1歳になる前日から3歳になる前日までの方
※経過措置として、平成26年度に限り3歳から5歳になる前日までの方が受けられます。

◇**高齢者用肺炎球菌ワクチン**
対象／過去に一度も受けていない次の方が対象となります。①平成26年度は、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方および101歳以上の方、②60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方として『厚生労働省令』で定められた方（身体障害1級程度の方）。
その他／接種期間や接種医療機関、接種料金等の詳細は本誌10月号に掲載します。現在、肺炎球菌ワクチン接種券をお持ちの方は、9月30日（火）までに受けてください。
問い合わせ／保健福祉総合センター（☎581・8500）へ。

募集します！
埼玉県在宅保健活動者の会「青空会」会員

埼玉県在宅保健活動者の会「青空会」（会員142人）は、会員に対する研修や各地域での保健事業の支援活動を実施しています。会の趣旨に賛同し、市町村の支援活動にご協力いただける保健師、助産師、看護師の資格をお持ちで、就業していない方、もしくは在宅で活動されている方を募集します。入会を希望する方はお問い合わせください。

問い合わせ／埼玉県国民健康保険団体連合会保健課（☎048・824・2539）へ。

募集します！
寄居町国民健康保険運営協議会委員

町では、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、国民健康保険運営協議会を設置しています。委員は被保険者の代表4人、保険医または保険薬剤師の代表4人、公益の代表4人の12人で構成されています。そのうち、被保険者の代表4人の委員について公募します。皆さんの応募をお待ちしています。

応募資格／応募日現在、満20歳以上で寄居町国民健康保険に加入しており、国民健康保険の運営や医療保険に関心があり、町の他の審議会や委員会等の公募による委員になっていない方
募集期間／9月16日（火）～10月10日（金）必着
募集人数／4人
任期／2年（平成27年1月1日～平成28年12月31日）
会議／年3回程度（平日の日中開催）
報酬等／町の規定に基づき支給
応募方法／保険年金課で配布する応募用紙にご記入のうえ、添付書類とともに直接提出していただくか、町公式ホームページから応募用紙をダウンロードし、添付書類と併せてEメールで送信してください（件名「公募国保運営協議会委員」）。
添付書類／「国民健康保険の運営について」をテーマに意見や考えを800字以内にまとめてください。手書きの場合は400字詰め原稿用紙2枚以内、パソコンで作成する場合はA4判1枚で印刷できる設定で、Eメールに添付する場合はWORD形式のファイルにしてください。
選考方法／応募理由や作文から推量される考え方や、性別、年齢等のバランスを考慮して審査により決定します。
選考結果／応募者全員に文書で通知します。
提出先・問い合わせ／保険年金課（☎581・2121内線114、hk046g@town.yorii.saitama.jp）へ。

寄居町国民健康保険 加入の皆さんへ
9月に新しい被保険者証をお送りします

現在交付されている寄居町国民健康保険の被保険者証（以下「保険証」という）の有効期限は、9月30日までとなっています。新しい保険証を9月中旬から世帯ごとに簡易書留郵便でお送りします（納税相談を要する世帯は除きます）。

保険証が届きましたら、記載されている内容を確認し、大切に保管してください。今までお使いの保険証は、期限を過ぎましたら裁断するなどして破棄してください。

なお、今回お送りする保険証の有効期限は、平成27年9月30日までとなっています。ただし、平成27年9月30日より前に75歳に到達する方や、退職被保険者で65歳に到達する方とその被扶養者（＊）ならびに外国人住民の方は有効期限が異なる場合があります。

また、高齢受給者証が交付されている方の医療機関等での窓口負担割合は、高齢受給者証に記載されている負担割合が適用となりますので、医療機関等の窓口では必ず保険証と高齢受給者証を併せて提示してください。

＊被扶養者とは：退職被保険者と同一世帯で、退職被保険者が生計を維持している3親等以内の親族

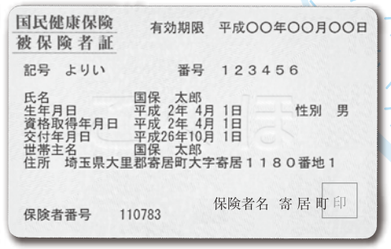

このような方は必ず届け出を

社会保険等に加入した方

社会保険など他の健康保険に加入をしましたら、国保脱退の届け出をお願いします。

持参するもの／新たに加入した社会保険の保険証等、町の国民健康保険の保険証、印鑑

退職者医療制度に該当する方

国民健康保険には退職者医療制度があります。この制度に該当する方は、保険料や医療機関での本人負担の割合は変わりませんが、国保からの医療費支出が少なくなり、保険料額の抑制につながります。

なお、退職者医療制度は、平成26年度末で新規加入を廃止します。平成26年度までにこの制度に該当する方は終了時（65歳到達）まで資格が継続されますので、該当すると思われる方は次のとおり届け出をお願いします。

対象／次のすべてに該当する方およびその被扶養者
①寄居町国民健康保険に加入する65歳未満の方
②厚生年金や各種共済年金を受けられる方でその加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上の方

持参するもの／現在交付されている保険証、年金証書、印鑑

問い合わせ／保険年金課（☎581・2121内線113～115）へ。

年金あれこれ
障害基礎年金をご存知ですか？

国民年金の加入中に初診日がある病気やけがなどで障害の状態になったとき、障害認定日（初診日から1年6カ月を経過した日、またはその期間内に症状が固定した日）に国民年金の障害等級1級、または2級に該当した場合は、障害基礎年金を受けることができます。

ただし、初診日の前々月までの加入期間のうち、3分の2以上の年金保険料を納めていること、または特例として初診日の前々月までの直近の1年間に保険料の滞納がないことなどが要件となります（免除・若年者猶予・学生納付特例期間は、保険料を納めた期間と同じように扱われます）。

なお、20歳前に初診日がある病気やけがによって障害の状態になった方は、障害等級の1級、または2級に該当すれば20歳から（障害認定日が20歳以前ならば）受給することできます。ただし、本人に一定額以上の所得や他年金の受給がある場合、支給が制限されることもあります。

また、60歳以上65歳未満の方で国民年金未加入期間に初診日があり、障害等級の1級、または2級に該当すれば受給することができます。ただし、老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。

障害基礎年金の裁定請求を希望する場合はご相談ください。

※障害基礎年金と障害者手帳は異なる制度のため、障害者手帳が2級であっても、障害基礎年金が2級に該当するとは限りません。

問い合わせ／熊谷年金事務所（☎522・5012）、または保険年金課（☎581・2121内線112）へ。